

を乗、其船かへりて人を殺候類は、あやまちより出來候事にて、故ありて殺し候とは同じから
す候につきて、只今迄は罪科にも行はれず候、然に近來、此等の類度々に及び候事は、下賤の輩、
其つゝしみなき故と相見え候、然らばすべて其罪なしともいふべからず、自今以後は、此等の
類、たとひあやまちより出來候て、人を殺し候とも、一切に流罪に行はれ、事の體によりて、猶又
重科にも行はるべきもの也、

四月〇六年正徳

右之趣支配之町々へ急度可_レ被相觸候、

〔御定書例書〕渡船乘沈溺死の者有之筋水主御仕置輕き事、

寛保二戌年九月御仕置の例

野州五ヶ村本町

船頭

萬右衛門

同國借宿村

船頭

茂右衛門

此者共儀、同國渡良瀬川渡船、市日等人込の節は、前々より渡船貳艘にて渡來候得共、壹艘破船いたすに付、壹艘にて渡船いたし候處、其節市日にて人大勢乗り、其上馬をも乗せ候故、川中にて馬騒ぎ船傾き、溺死の者有之、不届に候得共、兼て貨米出置候近村のものゆへ、無體に乗込力に難及、賃錢多く可取ため、大勢乗候と申には無之に付、兩人共に輕追放可申付候哉と相伺、其通御仕置被仰渡候事、

〔御定書例書〕渡船乘沈溺死有之節、村役人咎の事、

寛保二戌年九月御仕置の例